

## 教育委員会 10 月 定 例 会 議 事 録

**会議名** 教育委員会10月定例会  
**開催日** 平成30年10月30日（火）午後1時30分～午後2時06分  
**開催場所** 本庁2階 第1会議室  
**出席者** 高須教育長、真野教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、坂本委員、秋元委員

### 事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、有山教育監、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、藏守社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、高宮教育政策総務課長、谷口施設給食課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、玉川社会教育課長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、川原青少年課長、田中青少年課長、中村教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

### ○高須教育長

ただ今から、教育委員会10月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、坂本委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が2件、議決事項が1件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい、高宮課長。

### ○高宮教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書でございます。

以上でございます。

### ○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ、9月・10月教育委員会一般事務報告についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

### ○高宮教育政策総務課長

9月・10月の一般事務報告をいたします。

まず、10月9日から12日まで、決算審査特別委員会が開催されました。  
次に、10月23日に幼稚園・学校訪問、教育委員懇話会を開催いたしました。  
次に、10月29日に大阪府市町村教育委員会研修会が開催されました。  
最後に、本日10月30日に教育委員会10月定例会を開催しております。  
続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

9月19日から10月12日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で8件ございました。

そのうち新規は1件でございます。内容につきましては、コーラスを通して、文化活動を推進することが目的の合唱発表会でございます。

その他、継続後援が7件ございました。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

#### ○山口教育指導課長

9月・10月の事務報告をさせていただきます。

秋の小学校の運動会、中学校の体育大会につきましては、小学校は9月30日に、中学校は9月29日に開催を予定しておりましたが、小学校は台風接近による臨時休業のため、また、中学校は雨天のため予備日での実施となりました。平日の開催となりましたが、保護者・地域の方も多く参観され、学校・家庭・地域が一体となったものであったとの報告を受けております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、蔵守次長。

#### ○蔵守社会教育部次長兼社会教育課長

一般事務報告を2件させていただきます。

10月4日に平成30年度第4回社会教育委員会議を開催させていただきました。内容といたしましては、社会教育部所管事業概要及び意見交換としまして、今回につきましては、青少年課所管事業についての意見交換をさせていただきました。

また、近畿地区社会教育研究大会の参加報告、その他としまして、委員の学習会、文化芸術祭の視察等につきまして協議を行いました。

続きまして、10月16日に第1回寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会及び委嘱状交付式を行いました。内容といたしましては、委嘱状の交付の後、審査方法等の協議をいただきまして、まず第1次書類審査をさせていただきました。

応募者が現在の指定管理者のNPO法人 和の1者のみであり、書類審査の結果、通過ということを確認させていただいております。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

**○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長**

10月21日に開催されました2018エンジョイフェスタinねやがわにつきましては、秋晴れのもと、スポーツ振興連盟やスポーツ推進委員会等の500名のボランティアに支えられ、大縄跳びなどの団体競技やチャレンジアトラクションなどが行われ、幼児から高齢者までの多くの市民の皆様にスポーツを楽しむ機会を提供することができました。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、若林課長。

**○若林学務課長**

10月の一般事務報告をいたします。

10月22日に第2回寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会を開催させていただきました。内容につきましては、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラムの策定に向けた審議でございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

この審議会は全部で何回行う予定ですか。

はい、若林課長。

**○若林学務課長**

3回の開催を予定しておりまして、第3回目を平成31年1月頃に開催させていただく予定でございます。

**○高須教育長**

はい。では次が最後ということですね。

**○若林学務課長**

はい、そのとおりでございます。

**○高須教育長**

はい、分かりました。

ほかに、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ、10月・11月教育委員会行事計画書について、お伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、高宮課長。

#### ○高宮教育政策総務課長

まず、11月20日に学校訪問、教育委員懇話会の開催を予定しております。

次に、11月21日に市町村教育委員会研究協議会全体会、22日に市町村教育委員会研究協議会分科会が開催される予定でございます。

最後に、11月27日に教育委員会11月定例会の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、御出席を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございません。

はい、山口課長。

#### ○山口教育指導課長

10月・11月の行事計画を報告させていただきます。

11月20日、21日に寝屋川市小学校音楽会が市民会館で開催されます。各小学校から一つの学年が出場しまして、合唱と合奏の発表を行う予定でございます。

また、11月21日に教育研修センターで1月12日に開催予定のイングリッシュプレゼンテーションコンテストの予選会が開催されます。本選への出場に向けてのプレゼンテーションを行う予定でございます。

また、11月29日に寝屋川市立市民体育館で小学生スポーツ大会が開催されます。各小学校から一つの学年が出場しまして、クラス単位で大縄跳びに取り組む予定でございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、藏守次長。

#### ○藏守社会教育部次長兼社会教育課長

11月の行事計画を報告させていただきます。

11月6日に第2回寝屋川市立エスポール指定管理者選定委員会を開催させていただきます。内容につきましては、第1次審査通過1者のプレゼンテーション、ヒアリング選考でございます。この6日に候補者として決定されましたら、後に12月市議会

に指定管理者の指定ということで、議案を提出させていただきまして、可決されましたら、来年度からの指定管理者に決定することとなります。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

#### ○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

11月3日、4日に寝屋川文化芸術祭を開催いたします。教育長及び、委員、また事務局の皆様のお手元にリーフレットを御用意させていただいております。御覧いただけますでしょうか。

以前から実施しておりました文化祭を、新たに寝屋川文化芸術祭として、都市格向上イベントを目指すべく、寝屋川市駅前から市民会館までを会場といたします。

その辺りの具体的な図が、上段の図になります。少し漫画風に書いております。こちらは、本市出身の漫画家のアシタモ氏に御協力をいただき、仕上げております。左側からアドバンスねやがわ、大阪電気通信大学、アルカスホール、中央小学校、初本町公園、市民会館でございます。それから、今回、大阪電気通信大学の寝屋川キャンパスで開催されております大学祭とも連携をしております。

具体的には、下段の表にどこの会場でどのようなことがなされるということを記載しておりますので、後ほど御参照ください。

今回の目玉といたしましては、11月3日午前の式典開催後に、門井慶喜氏の講演会を開催いたします。また、この日は歌うま選手権の予選を小ホールで開催し、4日の午後に石川ひとみ氏をゲストにお招きし、決勝戦を行います。

また、4日の午前中には、第五小学校・第六中学校出身で現在放映されております仮面ライダージオウの主演である奥野壮氏のインタビューと、ライダーショーを開催いたします。

さわやかロードと初本町公園を一体的に活用し、ねや市も開催いたします。具体的には、さわやかロードの歩道にアート&カルチャーエリアを設定し、手作り工作の販売を、また、初本町公園では、フリマエリアとグルメエリアを設置いたします。

今年度は、子供から高齢者までが集えるようにと、例年開催しております青年祭のバンド部門とダンス部門も一体的に取り組んでまいります。

教育委員の皆様方には、11月3日の午前10時から開催いたします式典に御参加いただきますようよろしくお願いいたします。なお、その際に、教育長は壇上にお上がりいただきます。また、真野教育長職務代理者をはじめとする教育委員の皆様には、一般席に御席を設けさせていただきます。式典終了後の講演会につきましては、その席で御聴講いただいても構いません。また、お車で御来場される方につきましては、市民会館の裏に駐車場を御用意させていただきますので、教育委員会定例会終了後に、

駐車券を配付させていただきます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、10月・11月教育委員会行事計画書については、予定どおり、よろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第20号、平成30年度寝屋川市教育委員会事務局人事についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

**○高宮教育政策総務課長**

ただ今御上程いただきました報告第20号、平成30年度寝屋川市教育委員会事務局人事につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、4ページを御覧ください。

10月1日付けで任期付短時間勤務職員4名の採用がございました。

以上でございます。

**○高須教育長**

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

この児童指導員について、説明してください。

はい、田中課長。

**○田中青少年課課長**

24小学校の各留守家庭児童会に配置しております任期付の児童支援員のことでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

はい。この3名は欠員補充ですか。

はい、田中課長。

**○田中青少年課課長**

そのとおりでございます。

**○高須教育長**

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第20号、平成30年度寝屋川市教育委員会事務局人事については、報告どおり決めます。

次に、5ページでございます。

報告第21号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への審理手続を併合した旨の文書の送付についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

#### ○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第21号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への審理手続を併合した旨の文書の送付について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、6ページを御覧ください。

本件につきましては、平成30年3月22日に、平成29年度に行われた市立学校運動会の開会式の記録及び市立学校の卒業式の記録に係る2件の個人情報開示請求があり、いずれの開示請求に対しても、平成30年4月5日に個人情報開示拒否決定を行いました。平成30年7月10日付けで、双方の処分に対する審査請求書が提出されました。

今回の審査請求について、審理の円滑かつ迅速な進行と手続の観点から、審理関係人が共通していること等の関連性を踏まえ、行政不服審査法第39条の規定に基づき、この度平成30年4月5日の2件の審査請求について、審理手続を併合し、平成30年10月18日に審査請求人に対し審理手続を併合した旨の通知を行ったものでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第21号、個人情報開示拒否決定に係る審査請求に対する審査請求人への審理手続を併合した旨の文書の送付については報告どおり決めます。

次に、議決事項に移ります。

7ページでございます。

議案第35号、寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

はい、山口課長。

#### ○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第35号、寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、寝屋川市いじめ問題対策委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市いじめ問題対策委員会委員に委嘱をいたしたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱を行うためでございます。

8 ページを御覧ください。

まず、第1号の弁護士といたしまして峯本耕治氏、第2号の精神科医といたしまして木下健司氏、第3号の学識経験を有する者といたしまして立命館大学教授の野田正人氏、第4号の心理又は福祉の専門家といたしまして社会福祉士の佐々木千里氏と学校心理士の竹内和雄氏、第5号の教育委員会が必要と認める者といたしまして保護司の小野隆氏、以上6名でございます。

任期につきましては、委嘱日から平成32年11月24日まででございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

**○真野教育長職務代理者**

寝屋川市いじめ問題対策委員会についてですが、開催のスケジュール、またどれくらいの頻度で開催をされているか教えてください。

**○高須教育長**

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

本委員会につきましては、学期に1回開催しておりまして、各学校のいじめ防止に向けた取組等について、審議、意見交換等を行っている状況でございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

真野教育長職務代理者、よろしいですか。

**○真野教育長職務代理者**

はい、ありがとうございます。

**○高須教育長**

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第35号、寝屋川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

はい、山口課長。

**○山口教育指導課長**

教育長及び委員、また事務局の皆様にも、緊急災害時の児童・生徒の対応措置という

資料をお配りさせていただきました。こちらについて説明をさせていただきます。

平成30年6月に発生しました大阪府北部を震源とする地震を受けまして、各市町村におきまして緊急災害時の学校の対応基準の見直しが行われておるような状況でございます。緊急災害時の学校における授業の取扱いにつきましては、学校教育法施行規則におきまして、校長が判断を行うものと示されております。

つきましては、今後の対応につきまして、校長会とともに検討を行いましたので、その内容について御報告をさせていただきます。

大きく2つに分かれております。

まず、1点目、気象警報に係る対応についてです。内容につきましては、現行のものと大きく変わっておりませんが、時間別、在校時の対応ごとに表を整理させていただきました。臨時休業、始業時刻の繰下げ、終業時刻の繰上げの対象となりますのは、暴風警報並びに全ての特別警報としております。

まず、午前7時の段階で暴風警報、特別警報が発表されていれば自宅待機、次に午前9時までに暴風警報、特別警報が解除された場合は午前10時の始業、さらに午前9時の段階で暴風警報、特別警報が解除されず、発表されていまして臨時休業、また、児童・生徒が在校時に暴風警報、特別警報が発表された場合は、緊急一斉下校等の対応を行います。ただ、暴風警報発表時、一斉下校が危険な場合、また特別警報発表の場合につきましては、児童・生徒の安全確保のために保護者引渡しによる下校措置をとります。

先日の台風21号の接近・通過の際につきましては、前日に臨時休業という指示を教育委員会でお知らせいただきました。そのことを踏まえまして、今回のような台風、また、今後の地震を想定いたしまして、留意事項として2点追加をさせていただいております。

2ページの下段の留意事項の欄にその旨を記載させていただいております。

留意事項の1つ目、状況によりあらかじめ警報の発表が予想され、児童・生徒の安全確保が必要な場合は、教育指導課から情報提供を行います。その内容に基づき、臨時休業、始業時刻の繰下げ、終業時刻の繰上げ等の措置を行うこととしまして、市の危機管理室などからの情報をもとに、教育委員会から臨時休業等の指示を行うことを示しております。

また、留意事項の2点目といたしまして、警報発表有無にかかわらず児童・生徒の自宅周辺の状況により保護者の判断で登校を見合わせる場合、その旨を学校へ連絡していただくよう周知しておくこととしておりまして、児童・生徒の安全を第一に考え、行動することを示しております。

続きまして、大きく2つ目です。

3ページになります。

地震に係る対応についてです。気象警報同様に、児童・生徒が在宅時、登下校中、在校時の3つのパターンに分けさせていただいております。1つの判断基準といたし

まして、震度5弱を示しております。この震度5弱につきましては、文部科学省の「学校防災マニュアル作成の手引き」にも示されておまして、府内各市町村におきましてもこの震度が対応判断の基準と揃いつつあるような状況でございます。

まず、在宅時ということで、震度5弱以上の地震が発生した場合は臨時休業の措置、震度4以下の場合につきましては原則平常授業としますが、被害状況によりましては必要に応じて臨時休業や始業時刻繰下げの措置をとります。

次に、6月の地震と同様の児童・生徒が登下校中につきましては、まず大きな揺れを感じた場合は落下物がないなどの安全な場所に一時避難を行い、揺れがおさまった後に学校へ避難をさせ、速やかに児童・生徒の安否確認を行います。安否確認の後、震度5弱以上であった場合は臨時休業といたしまして、大きな余震がその後に予想されることから、保護者への引渡しによる下校措置をとります。保護者不在家庭に対しましては、児童・生徒を校内にとどめるなどの措置をとります。

最後に、児童・生徒が在校時ですが、これは全校避難訓練等も行っておまして、各学校のマニュアルを基に対応することになります。震度5弱以上であった場合は、登下校時と同様に保護者引渡しによる下校措置を、保護者不在家庭に対しましては児童・生徒を校内にとどめるなどの措置をとります。

今後、この内容につきまして、校長会とも共有いたしまして、学校体制の整備、児童・生徒への指導、保護者への周知を行ってまいります。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

#### ○真野教育長職務代理者

地震の場合、私はやはり登下校中というのが、心配な部分です。

ここには登下校中に大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等の一時避難できる安全な場所となっておりますが、その場所を子供たちは分かっているのだろうかということで、安全な場所の周知をしっかりとお願いしたいと思っております。安全だと思って、ブロック塀の所にしゃがみこんでしまうと非常に怖いことが想像されますので、その辺りのことと、それからもう一点、登下校中で地震があった時にいた場所が、学校近辺なのか、自宅近辺なのかということところで行動の仕方が少し変わるのではないかとということです。原則学校に避難させるということになってはいますが、自宅近辺の時も学校へ戻るのかどうかです。家へ帰ってしまう子供がいる場合が多いように思います。また、その後は安否確認ですよね。家に帰った子供の安否確認をきっちりできるのかどうかということも踏まえて安否確認がスムーズに運べるように、準備と体制を整えてもらいたいというふうに考えます。

#### ○高須教育長

山口課長、その辺りは指導の範囲に入ってくると思いますが、いかがですか。

### ○山口教育指導課長

まず、1点目につきましては、登下校という状況がございますが、普段在校時の避難訓練といたしまして、地震が起こった場合には建物から離れたりとか、校内にいました場合にも窓ガラスから離れたりというような指導も行っておりますので、登下校時につきましても、おっしゃっていただきましたようにブロック塀から離れたりというようなことについても、指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目につきましては、地震が発生したときの児童・生徒がいた場所からの避難場所ということですが、やはり原則は学校というふうにさせていただくことで、確実な安否確認につながると考えております。もう本当に自宅の近くということでありましたら、自宅に帰ることも場合によってはあるかも分かりませんが、原則学校に避難するという事をお示しさせていただくことで、もし家に帰った場合についても保護者からその旨を学校へ御連絡いただくことで、より安否確認につながるのではないかと考えておりますので、そういったことも含めまして、これから保護者周知もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

### ○高須教育長

真野教育長職務代理人、よろしいでしょうか。

### ○真野教育長職務代理人

そのようなことで周知徹底できれば良いと思います。ただ家からの連絡がスムーズにいくのであればいいのですが、その通信網も途絶えている場合は少し難しいというふうに考えます。そのような場合も含めて安否確認の体制をという意味で、先ほど述べさせてもらいました。その点も整理して極力スムーズに対応できるようによろしくお願いします。

### ○高須教育長

家庭によっては、ひょっとすると保護者が先に家から出てしまっていて、子供が後から家を出るような場合であれば、家に戻ったら誰もいないので、その場合には、学校に来るということになると思われそうですが、個々の家庭によってやはり対応も違ってくると思うので、その辺りの指導がいるように思います。

ほかに、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会10月定例会を終了させていただきます。